

多様な人々の協働を進め、一人一人が社会的に包摂され、
主体的に参画できる社会の実現を目指す社会教育のあり方

平成29・30年度（第35期）
兵庫県社会教育委員会議審議報告

平成31年4月
兵庫県社会教育委員会議

審議テーマ

多様な人々の協働を進め、一人一人が社会的に包摂され、主体的に参画できる社会の実現を目指す社会教育のあり方

目 次

はじめに	1
審議報告の構成	2

第 1 章 兵庫県の社会教育におけるこれまでの取組に対する評価と課題認識

1 兵庫県の社会教育を取り巻く状況	
(1) 少子高齢化と人口減少（長寿命化）	3
(2) 社会教育施設の状況	4
(3) グローバル化の進展と在留外国人・訪日外国人の増加	6
(4) 技術革新と第 4 次産業革命の促進	7
2 これまでの取組に対する評価と課題	
(1) 第 32 期審議報告の提言に対する状況	
① 社会教育を行う「場づくり」	9
② 地域を支える「人づくり」とそのためのシステムの構築	10
③ 学校・家庭・地域の連携の促進	11
④ 地域との関わりを子どもたちに伝えるために	12
3 新たな時代潮流の中で見えてきた社会教育課題	
(1) 多様な人々と共に生きる学び	14
(2) 地域社会で「育み・活かす」学び	15
(3) 新たな時代の道しるべとなる学び	16

第 2 章 これからの時代に求められる社会教育の方途と施策展開

1 これまでの社会教育の考え方	20
2 前回の審議報告以降の社会教育を取り巻く国の動向	20
3 これからの時代に求められる社会教育施策の方向性	23
(1) 今後の社会教育施策の展開	
① 多様な人々と共に生きる学び	24
② 地域社会で「育み・活かす」学び	26
③ 新たな時代の道しるべとなる学び	29
(2) 中長期的に検討が必要な項目	35

〔資料〕

平成 29・30 年度(第 35 期)兵庫県社会教育委員名簿	i
平成 29・30 年度兵庫県社会教育委員会議における審議について	ii
平成 29・30 年度兵庫県社会教育委員会議の専門部会の構成	iii
兵庫県社会教育委員会議審議経過	iv

はじめに

兵庫県では、今年度（平成 30 年度）に『第 2 期ひょうご教育創造プラン』（兵庫県教育基本計画）の計画期間最終年を迎え、「兵庫が育む ころ豊かで自立した人づくり」を基本理念とした教育施策の総仕上げの取組が進められました。また同時に、今後 5 年間の兵庫の教育の指針となる、『第 3 期ひょうご教育創造プラン』の策定が進められ、「未来への道を切り拓く力」の育成を重点テーマとし、「人生 100 年を通じた学びの推進」を基本方針の 1 つに掲げ、次代を担う人づくりを推進していくための方針を示しています。

国においては、昨年 6 月に「第 3 期教育振興基本計画」が閣議決定され、今年度から 5 年の計画期間において、人口減少・高齢化などの地域課題解決に向けて、「持続可能な社会教育システム」の構築に向けた新たな政策を展開することなどが示されています。

兵庫県社会教育委員会では、国の第 6 期中央教育審議会生涯学習分科会から示された「議論の整理」に対応して、平成 25 年 5 月にまとめた第 32 期兵庫県社会教育委員による審議報告「豊かな人間関係を育む地域社会の創造に向けた社会教育の在り方～子どもから大人まで、生涯を通じて地域社会にかかわる～」の提言に基づき、専門部会を設けて調査・研究を行い、33 期から 34 期に渡る社会教育委員会でご審議いただいていたところです。

その間にも、国では平成 27 年 12 月に中央教育審議会において「新しい時代の教育や地域創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」（答申）がとりまとめられ、「次世代の学校・地域創生プラン」が公表されたことや、平成 28 年度には第 6 期中央教育審議会生涯学習分科会における「議論の整理」の中で求められていた、より具体的な社会教育制度の在り方等について専門的見地から検討するために、「学びを通じた地域づくりの推進に関する調査研究協力者会議」が設置され、平成 29 年 3 月「論点の整理」が公表されたこと、さらに 4 月には社会教育法及び地教行法の一部改正が施行されるなど、時代の大きな変化とともに学校と地域の連携・協働への流れと社会教育を取り巻く状況にも大きな進展が見られました。

それらを踏まえ、第 35 期（平成 29・30 年度）の社会教育委員会においては、本県の社会教育におけるこれまでの取組に対する評価と課題認識、これからの時代に求められる社会教育の在り方と施策展開について審議を行い、その結果を審議報告としてとりまとめました。

第 1 章では、前審議報告で提言された施策に関して、5 年間の取組に対する評価を実績に基づき分類整理し、また、今後の社会教育における課題認識の明確化を行いました。

また、第 2 章では、具体的な施策に結びつくよう、成功事例を示しながら今後の展開について言及するよう努めました。

この審議報告が、多様な人々の協働を進め、一人一人が社会的に包摂され、主体的に参画できる社会の実現に資する指針として活用されることを願っています。

第1章 兵庫県の社会教育におけるこれまでの取組に対する評価と課題認識

1 兵庫県の社会教育を取り巻く状況

- (1) 少子高齢化と人口減少
- (2) 社会教育施設の状況
- (3) グローバル化の進展と在留外国人・訪日外国人の増加
- (4) 技術革新と第4次産業革命の促進

2 これまでの取組に対する評価と課題

- (1) 第32期審議報告に対する評価と課題
 - ① 社会教育を行う「場づくり」
 - ② 地域を支える「人づくり」とそのためのシステムの構築
 - ③ 学校・家庭・地域の連携の促進
 - ④ 地域との関わりを子どもたちに伝えるために

3 新たな時代潮流の中で見えてきた社会教育課題

(1) 多様な人々と共に生きる学び

- 在留外国人等との「協働」と「共生」
- 社会的な包摂活動について

(2) 地域社会で「育み・活かす」

学び

- 学びと実践の一体化
- 地域課題解決と担い手意識の醸成

(3) 新たな道しるべとなる学び

- 社会教育施設等の更なる機能強化と新展開
- 情報通信技術（ICT等）の活用
- これからの効果的な社会教育事業の実施方策
- 学びを地域における実践活動へつなぐ仕組みづくり

第2章 これからの時代に求められる社会教育の方途と施策展開

1 これまでの社会教育の考え方

2 前回の審議報告以降の社会教育を取り巻く国の動向

（参考）社会教育に関する法改正等の動向

3 これからの時代に求められる社会教育施策の方向性

(1) 今後の社会教育施策の展開

① 多様な人々と共に生きる学び

- 在留外国人の問題
- 社会的な包摂活動について

② 地域社会で「育み・活かす」

学び

- 地域課題解決と担い手意識の醸成
- 地域学校協働本部の機能の応用とシステムづくり

③ 新たな時代の道しるべとなる学び

- 社会教育施設機能の更なる展開
- 学びを地域における実践活動へつなぐ仕組みづくり
- 社会教育の評価システムの構築

(2) 中長期的に検討が必要な項目

- ① 公民館等における社会教育事業の新たな展開
- ② 地域学校協働活動等の取組について
- ③ 他機関との連携・協働体制の構築
- ④ 兵庫のボランティア精神の特色（阪神・淡路大震災の教訓と防災意識）
- ⑤ 在留外国人の問題について（他部署との連携）（専門員の配置）
- ⑥ 社会教育士について
- ⑦ 部活動問題と社会教育の関係
- ⑧ Society5.0に対する学びのシステムの準備
- ⑨ 社会教育施設のさらなる活性化

第1章 兵庫県の社会教育におけるこれまでの取組に対する評価と課題認識

1 兵庫県の社会教育を取り巻く状況

県では、平成30年度は第2期ひょうご教育創造プランの最終年度にあたり、第3期策定に向けた議論が平行して行われました。平成25年頃からの約5年間にみられる県の社会教育を取り巻く状況を概観します。

(1) 少子高齢化と人口減少（長寿命化）

兵庫県の人口は、平成30年調査で、5,478千人となっており、前回（平成27年）の国勢調査から56,538人減少しています。また、総務省調査「住民基本台帳人口移動報告」によると、平成29年度の転出超過は、6,657人ありました。20代の転出超過が拡大していますが、30代、40代の転出超過は縮小傾向が見られます。これは、就職を機に故郷を離れていくということが大きいと考えられます。

県の少子高齢化の波は、子どもの減少に顕著で、県調べで、合計特殊出生率は平成26年1.41から平成27年に1.48へと上昇しましたが、20代、30代となる年齢層の女性の減少が大きく、出生率が上がっても、出生数は減少となっています。

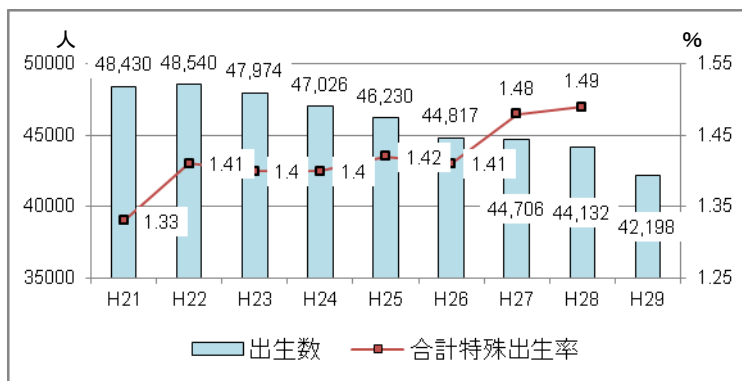
一方、県内の65歳以上の人口は、平成30年に約153万8千人で、10年前と比べ約35万人増加しています。また、高齢化率では、平成30年は28%であり、10年前から6.9ポイント上昇しています。

県内の平均寿命は、厚生労働省の都道府県別生命表では、男性が80.92歳、女性が、87.07歳と、ともに80歳を超え、5年前と比較して男性が1.33歳、女性が0.93歳伸びています。

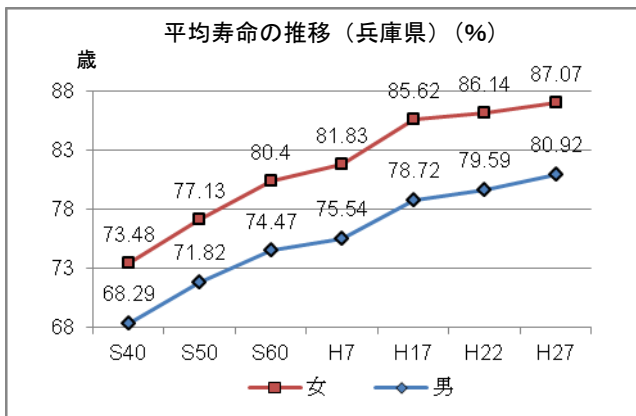
兵庫県の人口推移

年次	人口 国勢調査 (H31.2.1現在)
昭和22年	3,057,444人
25年	3,309,935人
30年	3,620,947人
35年	3,906,487人
40年	4,309,944人
45年	4,667,928人
50年	4,992,140人
55年	5,144,892人
60年	5,278,050人
平成2年	5,405,040人
7年	5,401,877人
12年	5,550,574人
17年	5,590,601人
22年	5,588,133人
27年	5,534,800人
31年(2月)	5,478,262人

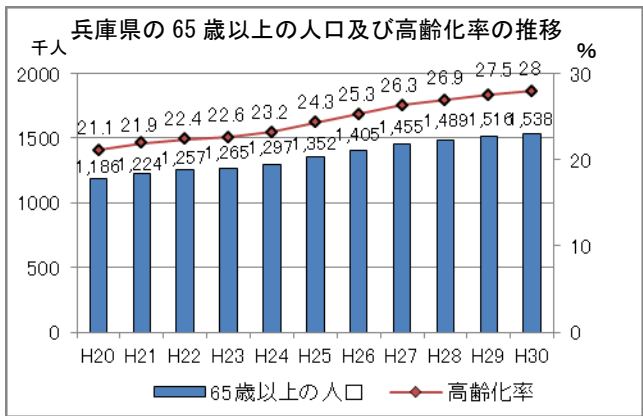
県内の出生数と合計特殊出生率の推移



（兵庫県 HP 高齢者保健福祉関係資料）



（厚生労働省「都道府県別生命表」）



（兵庫県 HP 高齢者保健福祉関係資料）

今後、65 歳以上の高齢者人口は増加し続け、2040 年には 2010 年に比べ約 3 割増加すると推測されています。高齢化については、団塊の世代がすべて 75 歳に到達する 2025 年は「2025 年問題」と言われるなど、現在より一層高齢化が進むことが指摘されています。

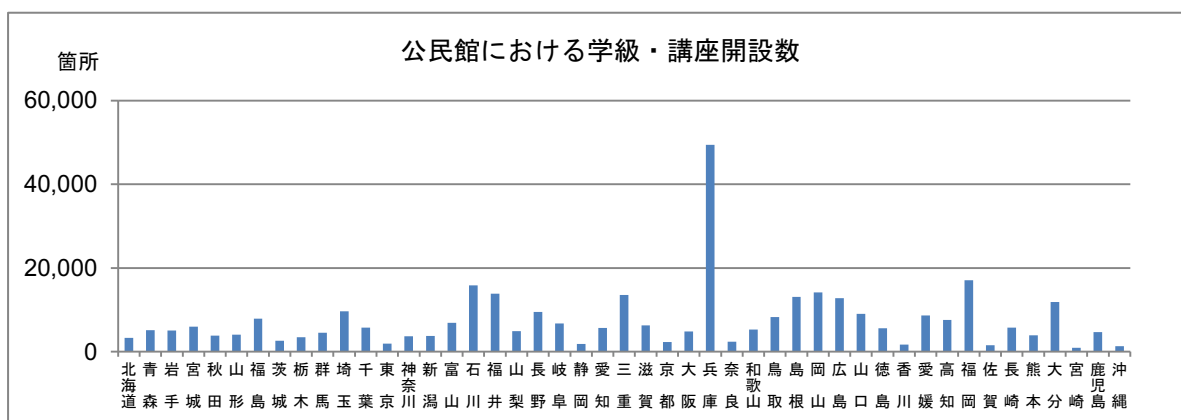
(2) 社会教育施設の状況

全国社会教育施設に関する状況は、平成 27 年度社会教育調査によると平成 27 年 10 月現在で、公民館が 14,841 館、図書館が 3,331 館、博物館関係施設が 5,690 館あります。これらを平成 17 年の 10 年前と比較すると、図書館は 2,979 館で 12% の増と大幅に施設数が増えています。また、博物館関係施設は 5,614 館と微増、公民館は 18,182 館から 18% の減少となっています。

これらの施設の 1 館あたりの利用者数でみると、公民館（類似施設含む）と図書館の利用者は、全国的に減少傾向にあります。

兵庫県の公民館の利用状況を見ると、全国の利用者の絶対数が減少しているにも拘わらず、公民館で実施されている学級や講座の数は、49,452 件で、全国 1 位であり、2 位の福岡県の 17,110 件と比べるとかなり多いことがわかります。全国合計は、348,519 件であり、全国の講座の 14% が兵庫県で実施されていることになります。理由は、明確ではありませんが、本県では公民館が高齢者大学を所管している市町が多いからではないかとの意見もあります。

学級生、受講生の人数についても、661,019 人で、2 位の福岡県 514,323 人より 10 万人以上多く、これも全国 1 位です。公民館の数は全国 19 位ですから、公民館の数が特段多いため学級生、受講生が多いのではなく、本県は学んでいる県民が多いということが言えます。



(平成 27 年度社会教育調査)

講座、学級の内容では、趣味・けいこごとが、31,192 講座と一番多く、体育・レクリエーションの 8,890 講座、家庭教育・家庭生活関連の 6,713 講座と続きます。

講座、学級ごとの受講者数では、趣味・けいこごとが、321,530 人で一番多く、約半数を占めています。次に多いのは、家庭教育・家庭生活上で、137,337 人となっており、体育・レクリエーションと順位が入れ替わります。本県では、趣味やけいこごと以外では家庭教育・家庭生活に関心が高いことが分かります。家庭教育・家庭生活の受講者数は近畿圏の他の府県の受講者数全体と比較しても多い状況にあります。

講座の内容別に受講者の男女比を比較すると、以下の表のようになります。圧倒的に女性の受講者が多くなっています。こうした公民館での学びを例に取っても、県民の学びに性別の偏りがあることが分かります。

公民館における学級・講座の受講状況

	計	教養の向上	趣味・ けいこごと	家庭教育・ 家庭生活	体育・レクリ エーション	市民意識・ 社会連帯意識	その他	指導者養成	職業知識・ 技術の向上
合計(人)	661,019	49,320	321,530	137,337	107,574	35,185	8,230	1,414	429
男性(人)	191,797	13,998	89,347	38,369	30,920	14,493	3,873	612	185
女性(人)	469,222	35,322	232,183	98,968	76,654	20,692	4,357	802	244
男性割合	29.0%	28.4%	27.8%	27.9%	28.7%	41.2%	47.1%	43.3%	43.1%
女性割合	71.0%	71.6%	72.2%	72.1%	71.3%	58.8%	52.9%	56.7%	56.9%

(平成 27 年度社会教育調査)

ところで、平成 27 年度内閣府の若者の生活に関する調査において 15 歳～39 歳の引きこもり者は全国で 54 万 1 千人と推定されており、その内、男性が 63.3%、女性が 36.7%とされています。女性の数値が小さいのは、家事従事者との区別が付きにくいことが影響しているという指摘もあります。また、平成 22 年度ひょうごユースケアネット推進会議が実施した引きこもり調査結果では、県内の引きこもり者

の内、男性が77%、女性が23%と男性の引きこもりが非常に多いことが分かります。引きこもりの継続年数では、7年以上継続している者が73%おり、引きこもりが長期化していることが窺えます。

引きこもりの長期化や高齢化から引き起こされる、主に、50歳前後の引きこもりの子どもを80歳前後の親が養うという「8050問題」が社会問題化していますが、こうした引きこもりの長期化は、経済的な問題とともに社会的な孤立を引き起こす一因にもなると指摘されています。

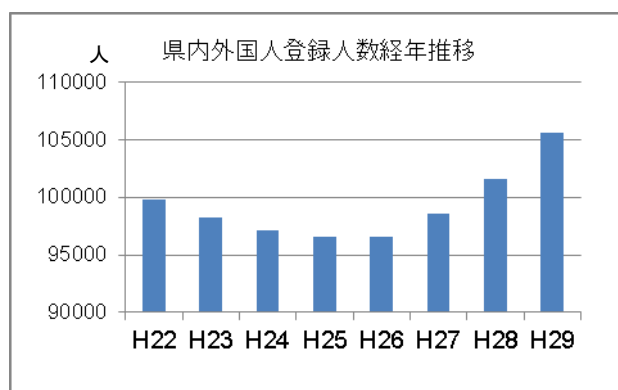
(3) グローバル化の進展と在留外国人・訪日外国人の増加

県内の在留外国人数は、平成26年度から上昇を続け、平成29年度には105,613人となっています。これは、全国で7番目での多さです。

また、国籍別で見ると、韓国が一番多く、約4割を占めています。

次に多い国が中国で、韓国と中国を合わせると約6割を占めています。

近年では、ベトナム、フィリピン、台湾などのアジアからの定住者が増加し、多国籍多民族化が進んでいます。



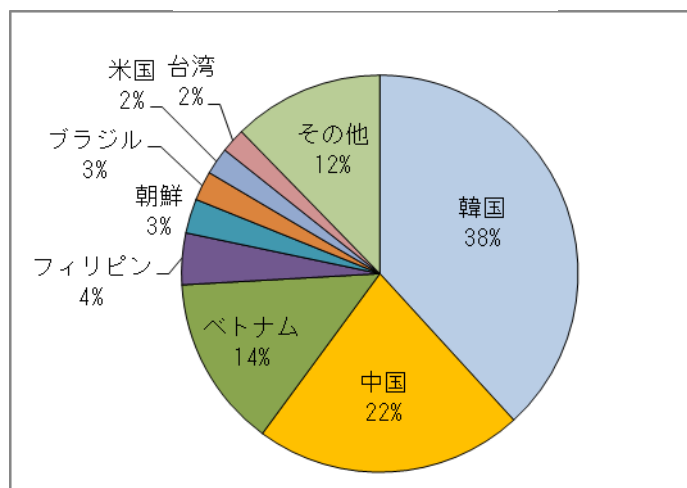
(法務省「在留外国人統計 2017」)

都道府県別在留外国人数

順位	都道府県	人数(人)
1	東京	537,502
2	愛知	242,978
3	大阪	228,474
4	神奈川	204,487
5	埼玉	167,245
6	千葉	146,318
7	兵庫	105,613
8	静岡	85,998
9	福岡	72,039
10	茨城	63,491

(法務省「在留外国人統計 2017」)

県内国別在留外国人の割合



(法務省「在留外国人統計 2017」)

県内の外国人労働者数は増加しており、平成29年度には過去最高の人数となる29,621人でした。これは、全国では10番目の多さとなっています。増加した背景には、専門的、技術的分野に関わる人材や留学生の受入れ、技能実習制度の活用が進んでいると考えられます。

多国籍多民族化が進む中、県内で日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、一旦減少傾向が見られたものの、平成 19 年以降増加に転じました。特に、中国語、ベトナム語を母国語とする児童生徒の増加が顕著で、日本語指導が必要とされます。

また、それとともに、受け入れる側の地域住民の多文化共生意識の醸成も重要課題になることが予測されます。

(4) 技術革新と第 4 次産業革命の促進

コンピュータを中心とする情報処理技術と通信技術の発達により、時差や、空間的な距離の違いを超えた新しいネットワーク社会が構築され、インターネットさえあれば、誰でも、時間や距離に拘束されることなく、国境をも越えて広く情報を発信することも、収集することもできるようになりました。

本県における個人のインターネットの利用状況は、平成 29 年度末で 79.6%であり全国 19 番目となっています。また、小・中・高等学校の児童生徒の携帯電話の所有率を見ると、平成 30 年度兵庫県青少年本部の「ケータイ・スマホアンケート」及び「インターネット夢中度調査」では、小学生 64.8%、中学生 72.3%、高校生 98.1%となり、学年が上がるにつれて所有率も高くなっています。

ICT 技術の進歩は、一人一人の能力や適性に応じて個別最適化された多様な学びの機会の提供を可能にするとともに、高齢化や過疎化等課題の有効な解決手段として、大きな期待が集まっているところです。

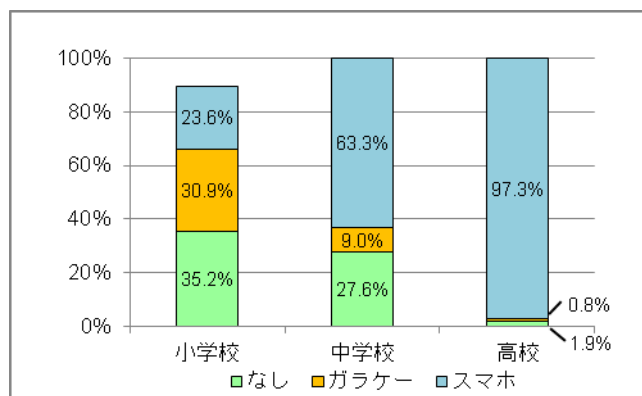
その反面、ICT 技術の急速な進化に理解が追いつかず、SNS 等に起因する事犯や消費者被害、ネット依存、個人情報の漏洩など、サイバー空間が生み出す脅威が顕在化しています。これらの脅威に対応するためにも官民が一体となって、地域社会や学校などで、ICT の効果的な活用や情報活用能力の向上などに取り組む必要があります。

インターネット利用状況（個人）

順位	都道府県	割合 (%)
1	東京都	87.7
2	埼玉県	85.7
3	京都府	85.5
4	神奈川県	85.4
5	愛知県	84.5
6	大阪府	82.9
7	滋賀県	82.3
8	千葉県	82.2
9	静岡県	81.7
10	沖縄県	81.3
19	兵庫県	79.6
全国平均		80.9

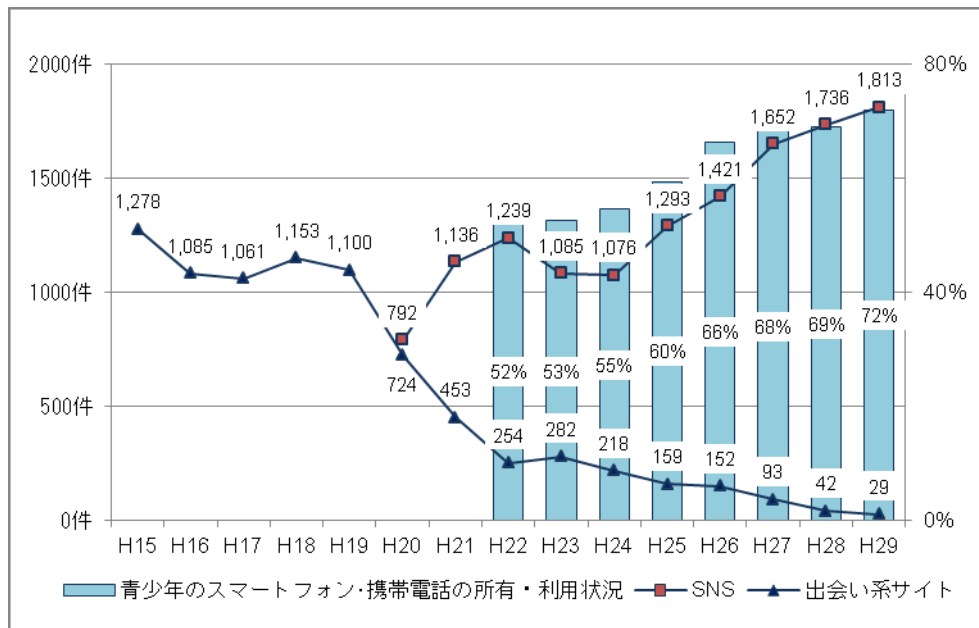
（H29 都道府県別インターネットの利用状況）

携帯電話の所持率



（平成 30 年度青少年本部「ケータイ・スマホアンケート」及び「インターネット夢中度調査」）

SNS等に起因する事犯の被害



(警察庁：「平成 29 年における SNS 等に起因する被害児童の現状と対策」資料)

2 これまでの取組に対する評価と課題

(1) 第32期審議報告の提言に対する状況

兵庫県社会教育委員会では、平成24年3月に「豊かな人間関係を育む地域社会の創造に向けた社会教育の在り方～子どもから大人まで、生涯を通じて地域社会にかかわる～」をテーマに審議報告を取りまとめました。

ここでは、前審議報告で提言された施策に関する取組の評価についてまとめます。

① 社会教育を行う「場づくり」

(取組が不十分であると考える項目)

- 期待される公民館・コミュニティセンター等のあり方
 - ・多世代の住民や障害のある人などが安心して活動に参加するために必要な環境整備の実施
 - ・社会教育施設における放課後子ども教室の実施
 - ・スポーツクラブ21ひょうごとの連携、スポーツ推進委員との連携
 - ・地域の伝統文化の継承事業の充実に向けた支援（地域の文化遺産を活かした地域活性化事業（文化庁）の活用等）
- 地域課題の解決を目指した学びと実践の拠点として
 - ・公民館等への社会教育主事（有資格者）の積極的な配置
 - ・高齢者大学地域活動実践講座との連携
 - ・社会教育・生涯学習行政組織内が連携した取組の実施

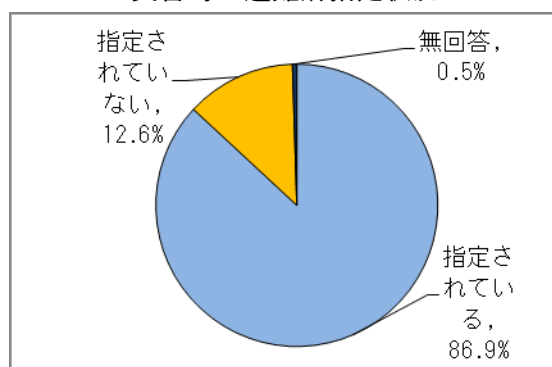
公民館は、これまで住民の集いの場や学びの場としての機能を担い、地域住民のつながりや学びの機会を創る拠点として大きな役割を担ってきました。災害時には、約9割が避難所として「指定」されるなど、地域の防災上の拠点の役割を果たしてきました。

しかしながら、近年、老朽化が進むとともに、市町合併等に伴う合理化から館数や職員数が減少し、さらに非正規職員による管理・運営に移行していく傾向にある中、施設数の減少から担当する地域が広域化し、地域密着型の活動が難しくなっています。実際、合理化を機に、コミュニティセンターや生涯学習センターに変更していく例もあります。

主催事業の実施については、概ね全館で実施されていますが、「利用者が高齢者に偏っている」ことや「施設設備の充実（耐震化、老朽化対策含む）」「予算不足」「多様な人々の利用促進」「ボランティア人材の確保」などの課題が表面化しています。

② 地域を支える「人づくり」とそのためのシステムの構築

災害時の避難所指定状況



(平成27年度公民館における現状と今後のあり方に関する調査)

(取組が不十分であると考える項目)

- 社会教育に求められるファシリテーター
 - ・ 地域活動の手引きや案内リーフレットの作成
 - ・ 公民館等の市町職員のための学習や相談機会の充実
 - ・ 参加型学習法の習得に向けた研修会の充実と積極的活用
- 社会教育主事の活用
- 社会教育・生涯学習関係職員の研修プログラムの開発
 - ・ 社会教育関係職員研修の悉皆化
 - ・ 地区別出張型職員研修の実施
 - ・ 他部局との連携による人材育成研修の合同実施など、協働して施策を推進するネットワーク型行政の推進

(取組ができていない評価項目)

- 社会教育主事等によるネットワークの構築
 - ・ 相互の連絡協議のための社会教育主事連絡協議会の設置
 - ・ 社会教育主事ネットワークメーリングリストの構築
- 社会教育の評価システムの構築
 - ・ 社会教育に関する評価検討委員会の設置
 - ・ 大学との連携による評価指標の検討

地域社会における「場づくり」「人づくり」「地域づくり」を進めていくためには、地域住民が、地域社会に対する課題を自らのこととして捉え、学習を通じて地域社会に主体的に参画することが大切になります。

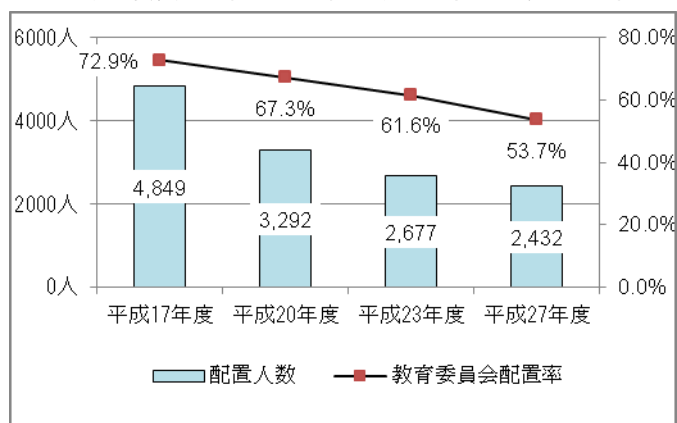
住民の参画と協働を促進する機会のある場として、これまでに、学校以外では、「県民交流広場」「ふるさとひょうご創生塾」等の事業を展開し、地域社会を構成している一人一人の地域社会への参画を促し、住民同士をつなぐネットワーク組織の構築が図られてきました。

そうした場では、地域住民に対話を促し、自分の生活の在り方を振り返り、一人一人が持っている思いや考えを引き出したりすることのできるファシリテーターや学びと実践をつなげるコーディネーター等の役割を担う専門的人材の存在は不可欠となります。

しかしながら、その専門的人材を継続的に養成するシステムが十分構築できていない現状があります。

公民館における公民館主事等の配置は全体の約3割程度、県内の41市町組合教育委員会中、社会教育主事の配置は、27市町組合(52名)となっています。

教育委員会に置かれる社会教育主事の人数及び配置



(平成27年度社会教育調査)

地域課題解決を目指して、主体的に地域社会に参画するための実践として、学

習活動を機能させるためには、市町教委や公民館等に体系的な社会教育施策を実施できる社会教育の専門的知識を持った人材が必要です。

今後、社会教育関係者に対する研修の実施とともに、地域の大人の学びの中に、調整役としてのコーディネーター研修をさらに取り入れ、人材を養成する仕組みをつくっていく必要があります。

社会教育事業の取組の質を保証するための新たな評価指標作りについては、まだ取組には至っていません。今後、社会教育施策の評価の仕方について検討が必要です。

③ 学校・家庭・地域の連携の促進

(取組が不十分であると考える項目)

- 学校を核とした地域づくり
 - ・学校への社会教育主事（有資格者）の配置
- 学校と地域の連携協働体制の充実
 - ・地域コーディネーターの育成
 - ・スポーツクラブ21ひょうごとの連携、スポーツ推進委員との連携
 - ・社会教育委員との連携

平成28年度から「ひょうご放課後プラン事業（子ども教室型）」（平成19年度～）、「ひょうご学校支援地域本部事業」（平成20年度～）、「地域で“共育”土曜チャレンジ学習事業」（平成26年度～）、「地域未来塾」（平成27年度～）の地域住民による教育支援活動を総合化し、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」として実施するとともに、「地域学校協働本部」の全小中学校設置を推進してきました。平成30年度は、35市町563校 約97%（政令市・中核市を除く小・中学校）まで設置が進み、地域全体で子どもたちの成長を支える地域学校協働活動に取り組んでいます。

平成28年12月に公表された「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」（中央教育審議会答申）では、これからの学校と地域の目指すべき姿として、「地域とともにある学校への転換」「子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築」「学校を核とした地域づくり」が挙げられていますが、これまでの取組では、学校側からの求めに応じて地域（住民）が支援するというパターンが多く、学校と地域（住民）との双方向の連携・協働に至っていないケースも見られました。

学校においては、社会教育主事や社会教育委員の協力を得ながら地域学校協働本部の活動において地域の様々な活動団体と連携を図ることが期待されているところですが、学校教員の社会教育主事資格を取得する機会の減少や、社会教育

委員の積極的な活動機会の不足、学校や地域社会における社会教育に対する認識の低さ等が課題と考えられます。

④ 地域との関わりを子どもたちに伝えるために

(取組が不十分であると考える項目)

- 地域を担う意識の涵養
 - ・「公民館運営協議会」等の公民館学習者のネットワーク化を進めることによる、学校との連携・協働による取組の充実

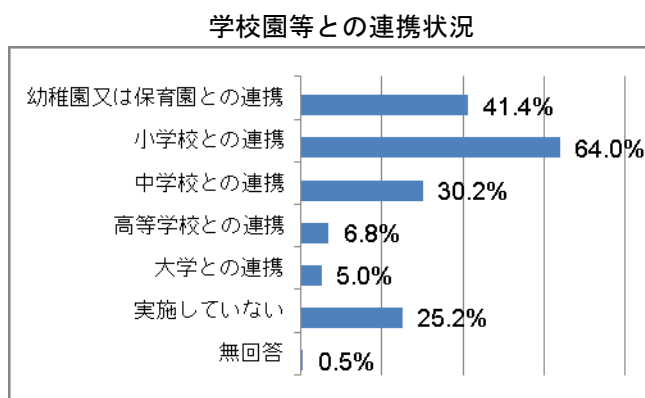
前回の審議報告以降、兵庫県教育委員会は、子どもたちに地域社会の一員として共に支え合う意識と、地域社会への愛着や誇りを持たせるために、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」に積極的に取組み、まちづくり協議会等の地縁団体の主催事業にも子どもたちの参加を促してきました。

しかしながら、公民館の運営では、外部有識者等が協議する組織の設置について、「公民館運営審議会」「公民館運営協議会の設置」がそれぞれ約3割、「社会教育委員の会議」が約2割で、「協議する組織がない」公民館も約1割あります。

また、公民館と学校との連携については、「小学校との連携」は約6割、「幼稚園又は保育園と連携」が約4割、「中学校と連携」が約3割、「実施していない」が約3割あります。公民館学習者のネットワーク自体が希薄で、学校との連携・協働による取組の充実につながっていないことが分かります。

子どもたちの社会貢献意識の醸成のためにも、地域社会の核として、公民館の拠点化が重要であり、それとともに、これからは、新学習指導要領で明示された「社会に開かれた教育課程」の実現のためにも、学校における地域社会とつながる教育課程が求められていると考えます。

また、これまでの公民館等での学習者の学びのスタイルが、個人の知識として留まる場合が多く、学習した効果を次の学びにつなぐシステムが十分構築されていない現状があり、学習方法の改善方策にも力を入れるべきだと考えられます。



(平成27年公民館における現状と今後のあり方に関する調査)

3 新たな時代潮流の中で見えてきた社会教育課題

これまでの取組の成果は継続して活かしつつ、課題への対応も進める必要がありますが、新たな時代の潮流の中で、新たに見えてきた課題もあります。

少子高齢化と人口減少社会の出現は、様々なサービスの利用者及び提供者の高齢化と減少という影響を及ぼします。また、人材の高齢化と人材確保の困難もすべての分野について影響が出てくると考えます。

長寿命化に伴い国民が社会変動の影響を受ける期間の長期化は、個人にとっては『二つ目の人生』を模索する動機ともなり、高齢者の社会参加の促進（生きがいくくり）は益々重要性を増すと思われます。

本県は、平成7（1995）年に発生した阪神・淡路大震災による甚大な災害からの復旧・復興活動の過程で、県民や一般市民団体による共助の精神により、相互扶助の取組が活発化し、それらの取組がきっかけとなって、平成10（1998）年の特定非営利活動促進法（NPO 法）制定につながるなど、県内における NPO 法人、地域活動団体等、民間による活動が活発で、県内各地で精力的に活動されています。

県内の認定 NPO 法人及び市町社会福祉協議会登録のボランティア活動団体数は、年々増加しており、（県内認証 NPO 法人数：平成24年4月末1,165件、平成30年4月末1,424件 約22.2%増、平成30年10月31日現在 全国6位 ※神戸市除く）活動分野も「福祉・保健・医療の増進」、「子どもの健全育成」、「環境の保全」「文化、芸術、スポーツの推進」「まちづくりの推進」など多様な分野にわたっています。

本県は、そういう意味で、民間レベル、地域住民の中に共助の意識や社会貢献意識につながる原動力が内在している県とも言えます。

特に近年、社会教育との関連では、公的社会教育施設の指定管理を NPO 法人が受託しているケースが増加し、社会教育行政とのつながりが生じています。

既に、これまで民間レベルで活動しているボランティア団体や NPO 団体の活動と公的機関がどうつながるか、状況把握とシステム作りは、今後、社会教育行政にとっても重要な課題になると考えます。

(1) 多様な人々と共に生きる学び

○在留外国人等との「協働」と「共生」

中長期の在留者と特別永住者を合わせた日本全体の在留外国人数は256万人を超え（平成29年度末）前年度比7.5%増、訪日外国人は2,869万人（平成29年）前年度比19.3%増で、過去最高を更新しています。

本県でも、在留外国人数は平成29年度現在、平成26年度比9.4%増となっています。在留外国人の増加は、地域や社会の一員として、いかに「共生」するか、これからの社会の問題としてクローズアップされると予測されます。

例えば、外国人が多く住む地域では、生活習慣や宗教、文化の違いなどから日本人の地域住民と摩擦が起きる場合があります。在留外国人と受け入れる側の地域住民双方の相互理解が必要です。

まずは言葉の壁を低くしていくことはもとより、在留外国人にも地域を理解してもらい、地域社会の力となるよう包摂していくことが重要です。そのためには、居住地域が郷土化し、地域課題へも主体的に参画する住民意識、担い手意識を醸成するための開かれた社会教育の場が必要です。

そういう点で、住民同士の摩擦を解消し、合意形成を図り、課題解決を図っていく社会教育活動の技術が重要な役割を担っていると考えられます。行政に限らず、社会教育主事や社会教育士（2020年導入）といった専門家や社会教育の視点を持ち、地域社会や施設全体の活動計画を策定できる人材の必要性は、ますます高まってくると考えます。

○社会的な包摂活動について

内閣総理大臣の指示に基づき、平成23年に設置された「一人ひとりを包摂する社会」という特命チームは、「社会的包摂政策を進めるための基本的な考え方」の中で、「国民一人ひとりが社会のメンバーとして『居場所と出番』を持ち、潜在的な能力をできる限り発揮できる環境整備が不可欠であり、このような社会の実現に向けて、社会的排除の構造と要因を克服する一連の政策的な対応を『社会的包摂』と言及しています。

また、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（平成27年閣議決定）では、「文化芸術は、子供・若者や、高齢者、障害者、在留外国人等にも社会参加の機会をひらく社会包摂の機能を有する」とされ、近年、学校や病院を訪問したり、高齢者や認知症患者を劇場に招いたりする取組が演劇界で盛んになっています。こうしたアーティストが演劇の手法等を活用した活動は「社会包摂活動」と呼ばれています。

社会的な包摂活動は、人々の生きる力を創出する専門的手法であり、高齢者の生きがいを生み出し、子どもたちの自己肯定感を育みます。

(2) 地域社会で「育み・活かす」学び

○学びと実践の一体化

これまで大人の「学びの場」としては、公立或いは民間の大学、社会教育施設や生涯学習関連施設、職業訓練関係施設等の自主的な学習が中心でしたが、学びの場とは、必ずしも講座や研修等による学習活動ばかりではありません。

例えば、地域学校協働本部や学校運営協議会への参画、PTAの活動の場を通して、多様な意見の合意形成やコミュニケーション、スキルや態度、考え方などを個人の気づきの形で学んでいくなど、実践のプロセス、人との交流の中で学ぶこともあり、それを「学びと実践の一体化」と呼んでいます。

地域課題を共有し、課題解決のために何をすれば良いかという目的を核として、学びと活動が展開し、それらがまちづくりや地域活性化に繋がれば、結果的に社会貢献になっていきます。その意味でも、実践の場を提供する仕組みづくりにおいては、主体的に実践するきっかけづくりとなる目標や目的の共有化を図ることが鍵といえます。地域活動への社会教育的視点の導入が必要です。

○地域課題解決と担い手意識の醸成

市町村合併によって行政区が拡大した結果、人々の生活圏への行政的な関与が後退し、自治会、町内会が衰退するなど、人々の地縁的な結合や結びつきが弱まり、人々の帰属意識やふるさと意識の希薄化を招く要因の一つとなりました。

20代の若者の転出超過の状況は、地域社会の衰退に拍車をかけているという指摘は周知のことです。

若者が地元を離れる理由の主なものは、進学と就職が考えられますが、そのまま故郷に帰らず就職するからだといわれています。この状況が、各地域社会の人口減少・過疎化に拍車をかけています。若者の地元への定着を妨げる理由としては、若者の生活基盤(仕事)が少ないことや出会いが少ないことが考えられます。

これから各地域が若者の転入と定着を目指していくためには、職業訓練等の仕事に必要な知識・技術の習得機会の提供とともに、仕事おこし(或いは仕事づくり)が担い手意識の醸成にも繋がる取組を、地域の住民とともに模索することが必要で、その実践自体が、地域課題の共有と解決策の話し合いの場となります。

習得した知識や技術を活かして生計が成り立つ仕事となり、さらにその仕事が生きがい或いは自身が地域社会になくてはならない存在だという使命感につながれば、地域社会への『担い手意識』が醸成されと考えます。

さらに、地域社会とつながる教育課程の実現のため地域の様々な課題に対し、中学生、高校生らが独自の視点で地域の課題を分析し、解決策を提案するといった探究的な活動の場やキャリア形成の視点による小・中・高一貫した体系的・系統的な教育を充実させるなど、社会教育と学校教育が連携・一体化した取組の推進も必要になると考えます。

(3) 新たな時代の道しるべとなる学び

○情報通信技術（ICT 等）の活用

知識や情報・技術をめぐる変化が加速していく中で、2030 年頃には第 4 次産業革命ともいわれる、IoT やビッグデータ、AI 等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変える、超スマート社会（Society5.0）の到来が予測されています。

情報通信技術の充実は、これまでの社会教育における取組の成果のみならず、あらゆる分野、あらゆる所管の情報の活用が期待できます。それらの情報の社会教育での有効活用を創意工夫し、実践活動につなげていくことが求められます。

例えば、これまで個別的に構築されていた人材ネットワークをすべて連結し、大きな総合人材バンク等の創設も可能となります。教育を目的とした関係組織がネット上で繋がる教育機関情報ネットワーク体制の形成が可能となります。

加えて、スマートフォンやSNSの活用による情報発信エリアの拡大も期待できます。個人の端末まで情報発信が可能となり、社会教育の情報発信手段として、ICTツールの活用は、社会教育施設のこれからの時代の新展開に考慮すべき大きな要素と考えます。

反面、個人情報の漏洩やネット犯罪への警鐘、中高生のネット依存の深刻化が懸念されています。平成 30 年 9 月の厚生労働省研究班の発表によると、病的なインターネット依存が疑われる中高生が 5 年間でほぼ倍増し、全国で 93 万人に上ると推計されています。全国の中高生の 7 人に一人にあたる計算になります。

ネット依存は、インターネットやオンラインゲーム、無料メッセージアプリ等を利用しすぎる状態で、日常生活に支障が出たり、暴力や引きこもり、うつ病、脳障害を引き起こしたりする恐れもあるといわれています。小学生や幼稚園児でも依存が始まっている子もいるとの報道もあり、家庭教育支援の必要性が改めて認知されます。

【ネット依存への対応】

〈人とつながるオフラインキャンプ 2018〉（青少年課）

○ネットをやめられない県内青少年を対象に、県立いえしま自然体験センターにおいて、ネットから離れ、カヌーや野外炊事等の自然体験や日常生活のふりかえり等を行うキャンプを実施

- ・対象：県内在住の青少年（小学 5 年～18 歳以下）20 名程度
- ・期間：4 泊 5 日

○これからの効果的な社会教育事業の実施方策

兵庫県では、『第3期ひょうご教育創造プラン』において、子どもたちが将来の夢や目標に向かって主体的にキャリア形成と自己実現を図ることをめざし、「未来への道を切り拓く力」の育成を重点テーマに掲げ、これまで推進してきた環境体験事業、自然学校、わくわくオーケストラ教室、トライやる・ウィーク、高校生ふるさと貢献事業、インターンシップなど兵庫型「体験教育」の新展開に取り組んでいきます。これからの超スマート社会を生き抜く力やAIやロボットと違う人間としての能力を健全に育てるためにも、体験や経験の重要性を改めて認識し、施策を実施する必要があります。

「生きる力」は21世紀に期待されている学力であり、OECDが2018年2月に公表した“OECD教育2030”では、2030年以降、児童・生徒にとって必要な三つの「生き延びる力」を公表しています。

① 新しい価値を創造する力

- ・新しい製品やサービス、新しい社会モデルを他者と協力して生み出す力、適応力、創造力、好奇心、他者をオープンに受け入れる心

② 緊張とジレンマの調整力

- ・平等と自由、自立性と地域利益、変革と継続性など様々な競合する需要間のバランスをとる力

③ 責任をとる力

- ・自らの行動の将来の結末を考慮する力、自分の仕事の成果について責任を持って説明できる力、自ら評価できる力、自己効力感、責任感、問題解決能力、適応能力 等

また、経済産業省がまとめた『人生100年時代の社会人基礎力』は、「これまで以上に長くなる個人の企業・組織・社会との関わりの中で、ライフステージの各段階で活躍し続けるために求められる力」と定義され、社会人基礎力の三つの能力①考え抜く力②前に踏み出す力③チームで働く力を、能力要素の内容としつつ、能力を発揮するにあたって、目的、学び、組み合わせのバランスを図ることが自らのキャリアを切りひらいて行く上で必要と位置付けられています。

こうした時代に必要とされる能力が明示される中、これまで社会教育事業の評価では、参加者数、参加者の満足度、参加者の要望等を柱として実施されてきたものが多いのが実情でした。これからの時代を生きる能力を育成するために実施する各種の社会教育事業については、能力の向上に関わる評価を質的・量的に測定し、継続性を図る上で重要なエビデンスとなり得る事業評価が必要と考えます。

○社会教育施設等の更なる機能強化と新展開

公民館等の社会教育施設については、平成 30 年 12 月、中央教育審議会の「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」の答申の中で、公民館、図書館、博物館等、社会教育施設の所管の在り方とともに、今後担うべき役割や機能強化の方策等が述べられています。

県においても県政 150 年を迎え、「すこやか兵庫」を指標に 2030 年の展望が示されました。めざすは、「すこやか兵庫」です。物だけでなく、心も豊かな生活の実現、子どもから高齢者まで安心して暮らせる地域の構築、個性と強みを活かし合い、ともに栄える五国の形成など、バランスのとれた兵庫の実現をめざしています。

そのための基本方針が 3 つ揚げられています。1 つは、人口が減る中でも活力を維持させる「未来の活力」の創出、第 2 は、豊かな生活を実現する「暮らしの質」の追求、第 3 は、活躍の舞台を広げる「ダイナミックや交流・還流」の拡大です。また、2030 年の姿を、価値創造経済、全員活躍社会、充実する「自分時間」など、11 の側面から描いています。

全ての人々がこれからの時代に対応するために必要な情報や知識、学びを提供する役割は、今後、社会教育施策において重要なものと考えます。

(公民館について)

戦後、小学校区を単位として整備が図られ、平成 29 年度現在、公民館類似施設（公民館と同様の事業を行うことを目的に掲げる会館等）も含め県下 284 館（H28 社会教育課調査）が存在する公民館は、公立社会教育施設の中でも最も数が多く、市町の住民に身近な公立施設です。民間の経営する施設では、取り組みにくい公共意識や市民意識、社会貢献意識等の醸成に関する成人教育の場として、最も適した地域密着型公共施設といえます。

本県の公民館は講座数が日本一多い県でありながら、学びが実践活動に繋がりにくく、学びの顕著な成果が見えないことや、施設の老朽化と経営の合理化で職員が削減され、廃館や首長部局へ移管となる潮流が現れてきています。

公民館の活用と活性化は、喫緊の課題となっており、学びを実践活動に繋げるためのプロジェクト企画の開発や人口減少、高齢化等の影響への具体的対応策として新たな運営方法の導入の検討が必要と考えます。

指定管理者制度等の導入は 1 つの方法ですが、その場合、公共意識や社会貢献意識等の醸成、地域課題解決に繋がる取組を展開できる、地域を理解した団体（NPO 法人等）の選定が重要です。

○学びを地域における実践活動へつなぐ仕組みづくり

医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により平均寿命は伸長し、人生 100 年時代の到来が予測されています。今後、生涯に二つ以上の仕事を持つことや、働きながら、また引退後に二つ目の仕事やボランティア活動等で、地域や社会の課題解決のための活動を行うことが一般的になると考えられます。すべての人が生涯を通じて、学び続け、学んだことを活かして活躍できるようにすることが求められます。

そこでは学び始めるきっかけづくりや学習成果の見える化、仲間作りやネットワークづくり、学び続ける動機づけが重要であるとともに、学びを実践に活かしていく仕組みの創出が必要と考えます。学習は終了したが、その後の実践活動に結びつける方法が分からないという人のために、実践活動の場へつなぐ仕組みを社会の中に位置づけることが必要です。

地域密着と同時に、インターネット空間を利用したネットワーク拠点という視点や活動の場を求める者と場を提供する者（ボランティアを求めている事業者）をマッチングする仕組み作りも有効と考えます。ここでは、コーディネーター的な役割をする組織と人材づくりに取り組む必要があります。

様々な施設で提供されている高齢者大学等の講座カリキュラムの中に、座学のみでなく、シニア世代の兵庫の「体験教育」の一環として、小学校での「放課後子ども教室」のワークショップを取り入れるなど、地域学校協働本部と連携して実施することは有効です。高齢者のボランティア活動の体験活動もあり、子どもと学習者との交流が、生きがいや担い手意識、社会貢献意識の醸成に繋がる可能性もあります。

兵庫ならではの学ぶ意欲の高い県民性を活かし、活動の場づくりにつなげることができます。また、放課後子ども教室の場における地域コーディネーターや地域のボランティアの方々、学校の地域連携を担当している教員、NPO 職員や公民館等の公共施設の職員等との交流は、その後の継続した実践活動機会を提供してくれるつながりになっていくと考えられます。

第2章 これからの時代に求められる社会教育の方途と施策展開

1 これまでの社会教育の考え方

昭和24年に制定された社会教育法に「社会教育」は、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションを含む）」と規定され、国民生活のあらゆる機会と場所において行われる各種の学習を教育的に高める活動を総称するものとされてきました。

平成10年、中教審生涯学習分科会（答申）「社会の変化に対応した今後の社会教育行政のあり方について」中で、「今後の社会教育行政は、住民の個々の学習活動の支援という観点のほか、地域づくりのための住民の社会参加活動の促進という観点から推進する必要がある。」とし、地域社会の活性化に社会教育が重要な役割を持つことを明示しました。

平成20年の改正社会教育法においては、学校・家庭・地域の連携・協力を促進することが、国・地方公共団体の任務として位置づけられ、平成23年、中教審では、その答申の中で、「学びを通じた個人の自立と[絆]の再構築」が謳われ、それが「地域課題解決」へと連動する論理構造が示されました。

2 前回の審議報告以降の社会教育を取り巻く国の動向

前回の審議報告（平成24年度）後、今期に至るまでの間、国では平成27年の中教審の答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」を公表しました。それを受け、翌28年、文科省は「次世代の学校地域創生プラン」を公表しました。学校と地域の一体改革による地域創生～地域学校協働活動を地方創生の基礎に～として、新しい時代を生きる次世代を強く意識した施策－学校を核とした地域連携施策へとベクトルを定めました。

また、同年、文科省は、「人々の暮らしと社会の発展に寄与する持続可能な社会教育システムの構築に向けて」という論点整理を行いました。その中で、社会教育に期待する役割として①地域コミュニティの維持・活性化への貢献 ②社会的包摂への寄与 ③社会の変化に対応した学習機会の三つが明記されています。

こうした論点を掲げる底流には、社会教育を取り巻く環境の変化が与える影響があり、一つには少子高齢化と人口減少の更なる進行とグローバル化と在留外国人・訪日外国人の増加、地域コミュニティの衰退とつながりの希薄化、貧困と格差の問題、技術革新と第4次産業革命の進展、社会教育の提供主体の多様化、市町村合併、

市町村の厳しい財政状況などが挙げられています。

平成 29 年 4 月、社会教育法が一部改正されました。改正の概要は、「平成 27 年の中教審の答申を受け、地域と学校が連携協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創造する『地域学校協働活動』を全国的に推進するため、この改正により同活動に関する連携協力体制の整備や規定を整備し、幅広い住民等の協力を得て、社会総がかりでの教育を実現し、地域を活性化する。」となっています。

これらの意味は、これまで単年度ごとに予算を取って実施する事業としての位置づけから、国として恒久的に実施するべき施策として法的に裏付けられたということになります。

また、社会教育は、個人の自立に向けた学習のニーズや絆づくり、地域づくりに向けた体制づくりのニーズに対応する上で、中心的な役割を担うことが一層明確化されてきたといえます。

(参考) 社会教育に関する法改正等の動向

	主な法令及び答申等 (○法令 ●答申)
1949(昭和 24)年	○社会教育法 ○社会教育法施行令
1971(昭和 46)年	●「急激な社会構造の変化に対処する社会教育の在り方について」 (社会教育審議会答申)
1981(昭和 56)年	●「生涯学習について」(中央教育審議会答申)
1985(昭和 60)年	●教育改革に関する第一次答申 (臨時教育審議会)
1986(昭和 61)年	●教育改革に関する第二次答申 (臨時教育審議会) 社会教育施設におけるボランティア活動の促進について (報告) (社会教育審議会社会教育施設分科会)
1987(昭和 62)年	●教育改革に関する第三次答申 (臨時教育審議会) →「生涯学習を進めるまちづくり」の提唱 ●教育改革に関する第四次答申 (臨時教育審議会) 教育改革に関する当面の具体化方策について (閣議決定)
1990(平成 2)年	●「生涯学習の基盤整備について」(中央教育審議会答申) ○生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律 ○生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律施行令
1992(平成 4)年	●「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」 (生涯学習審議会答申)
1995(平成 7)年	○地方分権推進法の成立
1996(平成 8)年	●「地域における生涯学習機会の充実方策について」(生涯学習審議会答申)
1998(平成 10)年	●「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」 (生涯学習審議会答申) ○特定非営利活動促進法の成立
1999(平成 11)年	●「学習の成果を幅広く生かす」(生涯学習審議会答申) 文部省(現：文科省)内に全国生涯学習市町村協議会を設置
2000(平成 12)年	●「新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について」 (生涯学習審議会答申)
2001(平成 13)年	○文化芸術振興基本法(現：文化芸術基本法)の成立
2002(平成 14)年	●「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」(中央教育審議会答申)
2006(平成 18)年	○教育基本法の改訂
2008(平成 20)年	○社会教育法等の一部を改正する法律等の施行について ●新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について (中央教育審議会)
2011(平成 23)年	○スポーツ基本法成立
2013(平成 25)年	第 6 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理 社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおける審議の整理
2015(平成 27)年	●「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」(中央教育審議会答申)
2016(平成 28)年	「次世代の学校・地域」創生プラン ～学校と地域の一体改革による地域創生～
2017(平成 29)年	第 3 期「教育振興基本計画」策定
2018(平成 30)年	第 3 期「ひょうご教育創造プラン(兵庫県教育基本計画)」策定

3 これからの時代に求められる社会教育施策の方向性

【社会教育の意義】

社会教育は、基本的には個人の人格の形成、日常生活や職業生活の向上、社会の発展に貢献することを目的として、社会において実施される教育活動を指しています。

このような、社会教育は、人々の自主的、主体的な活動によって支えられる教育概念でもあり、社会一般の生活に必要な事柄を随時、学習できる教育という性格を持っています。また、教育内容や学習形態、方法などにおいて、非定型的な性格を持ち、学習性の高い教育活動であることから生涯学習社会を構築していく上で、重要な役割を果たしているといえます。

本県においても、社会教育は、生涯学習の拠点施設でもある公民館等において、地域コミュニティづくりや豊かな人間性の形成、自己実現を図るための多様な事業を展開するなど、生涯学習の中核をなすものであり、社会教育行政は、生涯学習社会を構築していく上での基盤となるものであると捉えています。

国では、第3期教育振興基本計画において、「多様なニーズに対応した教育機会の提供」を目標の1つに掲げています。県でも、第3期ひょうご教育創造プランにおいて「人生100年を通じた学びの推進」を基本方針に人生100年を通じてすべての県民が自らの人生を設計し、活躍することができることを目指しています。例えば、福祉、人権、環境、消費生活等、幅広い領域のテーマに対応し、ライフステージに応じた県民の「学び」を支える取組を進めていくことが重要です。青少年、高齢者、障害者、外国人、困難を抱える人々など、全ての住民が孤立することなく、ライフステージ全体を通じて、多様な背景を持つ人々のニーズに応じた教育機会を提供していくなど、全ての人々、一人ひとりが社会的に包摂され、主体的に参画できる、兵庫の各地域の特性に応じた社会教育施策を進めていく必要があります。そのことによって兵庫県は、日本の社会教育の様々な典型的モデルを生み出しています。例えば、兵庫型「体験教育」の1つである地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」は、本県が全国に誇る取組の1つです。

(1) 今後の社会教育施策の展開

① 多様な人々と共に生きる学び

今後、地域や家庭等でのつながりを強め、横断的なネットワークで支えあうことで、社会とのつながりを結び直し、すべての者に「居場所と出番」のある共生社会の実現を目指していくことが大切です。

○在留外国人等との「協働」と「共生」

例えば、介護人材など外国人労働者の増加が見込まれる分野の民間業者と公民館が連携して、以下のプログラム開発等に主催事業として携わり、場の提供を図ることは公民館の利用促進の点、多様な人々の交流拠点とする点でも有効です。

- i 外国人労働者の雇用主（企業）向けの多文化共生研修プログラム
- ii 外国人労働者向け日本文化や生活様式に関するワークショップ
- iii 外国人（児童・成人）向けの日本人ボランティアによる日本語読み書き教室
- iv 外国人保護者向け国際理解や多文化共生講座
- v 地域住民と在留外国人の交流イベント

○社会的包摂活動について

社会包摂活動は、高齢者、子ども、外国人、障害者等、多様な人々の中で、経済的・社会的要因等、様々な理由によりコミュニティに十分参加できない人々にとってコミュニティの形成や参加者同士のつながり、自己効力感の向上等、コミュニティ意識の醸成につながる有効な手法です。

こうした活動は、社会とつながり、生きがいや居場所を見いだすとともに、これからの時代の地域課題解決のための効果的な手法の一つともいえます。

事例「コミュニケーション教育」（豊岡市）

豊岡市では、演劇のもつ「合意形成能力」「協働性」「多様性への理解」等を育む役割に着目し、演劇的手法を取り入れた「コミュニケーション教育」を行なっています。

市内の小学校で、子どもたちが考えをすり合わせて台本をつくったり、お芝居を演じたりしながらコミュニケーション能力を身につけられるような授業を行なっています。



【演劇的手法を用いた授業】

事例「アーラまち元気プロジェクト」(岐阜県可児市)

岐阜県可児市では、文化創造センターを拠点として、2008 年から「アーラまち元気プロジェクト」という名称で社会課題を解決に向かわせる社会包摂型のコミュニティ・プログラムを実施しています。高齢者向けの「ココロとカラダの健康ひろば」をはじめ、「親子 de 仲間づくりワークショップ」「児童・生徒のためのコミュニケーションワークショップ」などの取組を通して、高齢者、子ども、外国人、障害者といった様々な人々の出会いの場を創出し、思い出の共有やお互いを理解することで新しい絆と活力を創造する取組です。



【フリースクールにおけるワークショップ】

② 地域社会で「育み・活かす」学び

○学びと実践の一体化

地域のシンボルや誇りとなる地域資源の発掘とその保護、保全活動は、直接的に地域課題解決の糸口となる場合があります。課題を地域全体で共有しやすく、解決するためには、どうすればよいかという目的を共有すれば、学びと実践が展開しやすくなります。地域住民全体でその価値を共有できれば、まちづくり活動やふるさと意識の醸成につながります。

事例「地域課題解決を通じた地域コミュニティの活性化」（北海道 栗山町）

北海道栗山町では、昭和 60 年に国蝶オオムラサキが発見されたことを機に、まちのシンボルとして官民一体となった取り組みが展開される中、地域住民の自然環境保護・保全意識が高まりました。耕作放棄地を 20 年かけて里山に戻す活動や雑木林の復元など、住民が自然環境の保護活動に積極的に参画する中、地域の環境を生かしたまちづくりが行なわれています。これらの取組は、自然体験教育を通じた「ふるさと意識」の醸成にもつながっています。

また、これらの取組が、住民の参画による自律したまちづくりを推進する意識に繋がり、平成 23 年に栗山の自治基本条例をつくる会が設置され、平成 25 年 4 月に町民・議会・行政が役割分担し、知恵を出し合い、協力して個性ある住みよいまちづくりを進めるための栗山町自治基本条例が施行されました。



【環境保全活動の様子】

○地域課題解決と担い手意識の醸成

若者の地元への定着を促すものの 1 つは、その地域にとって自分達はなくしてはならない存在であると自覚と誇りが持てる仕事と考えます。地域課題の解決のために必要な担い手の育成から始め、定着（生活）が可能な仕事として成立するまで、地域全体で取組を進めることが重要です。

事例「農山村地域の担い手育成」（豊岡市 但馬地域福祉事業所）

豊岡市にある但馬地域福祉事業所では、平成 22 年から 2 年間、市内の廃校になった校舎を活用し、市内外の若者たちを対象に農山村地域の担い手を育成する研修（訓練）を実施しました。

その後、平成 24 年から公共職業訓練「新エネルギー環境コース」を実施し、そこを卒業した 5 名が集まり、木材価格の下落などで放置されてしまった山を少しでも減らし、明るく健全で災害に強い山にしたいとの思いから、市内外の林業関係者や地域住民、行政等、様々な人々の理解や積極的な関わりのもと、自分たちで森林を管理・育成する自伐型林業を仕事とする「NextGreen 但馬」を誕生させ、自立した生活に繋げています。



【伐採作業の様子】

また、若者の流入を促すには、その地域やまちの将来に魅力と可能性が感じられることが必要です。インターネット等、ICT 機器の活用によって個人のみでなく、企業も呼び込み、新たな地域の形成も試みられています。

重要な視点の1つは、人口増加政策等としての移住・定住のみを目的とするのではなく、地域づくりの担い手の一人として、移住者が地域づくりに継続的に貢献できるよう、地元住民と移住者の共通のコミュニティを形成することができる環境を整えることです。地元住民と移住者をつなぐことは、社会教育の役割の一つだと考えます。

事例「創造的過疎への転換による新たな町おこし」 （徳島県神山町）

徳島県東部の中山間地域に位置する神山町は、人口 5,000 人余りの小さな農村で若者の町外への流出により、過疎化・少子高齢化が進んでいました。

しかしながら、1999 年にアーティスト招へい事業を開始し、2004 年に町内全域に光ファイバー網が整備されたことなどをきっかけに、全国の IT ベンチャー企業から注目を集め、現在では、東京・大阪などに本社を置く企業がサテライトオフィスを開設するなど、国内外から移住希望者が集まっています。このような変化は、新たな雇用を生み出すとともに、若者世代の移住や定住につながっています。

また、地場産業にも刺激を与え、新しいビジネスやサービスが生まれるなど、地域の活性化につながっています。



【古民家を活用したサテライトオフィス】

本県では、阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、全国で初めて高等学校に環境防災科が設置されました。東日本大震災後にも宮城県で同様の取組が進められています。そこでは、地域資源を活用した学びを通し、専門性を高めるとともに、地域の活性化に貢献できる人材を育成しています。

事例「兵庫県立舞子高等学校 環境防災科」 兵庫県立舞子高等学校

阪神・淡路大震災以降、兵庫県では、命の大切さ・助けあいのすばらしさ（＝自助と共助の重要性）など、震災の教訓に学ぶ「新たな防災教育」を推進してきました。その一環として、2002年全国で初めて、防災を専門的に学ぶ学科である舞子高校環境防災科を設置しました。防災で大切なことは正しい知識、臨機応変な判断、地域とつながるためのコミュニケーションです。環境防災科では外部講師やフィールドワークを取り入れた授業、近隣の小学校と共同で行う防災学習、防災訓練などの行事におけるボランティア等、様々な地域連携の取組を通して、生涯学習の基盤となる「多様な人々と協働して主体的・自発的に学ぶ力」を育成しています。



【地域の防災訓練（毛布で担架づくり）】

事例「防災プログラムの実施」 宮城県立多賀城高等学校

多賀城高校ではこれまで、津波波高の標識設置や防災ワークショップ、県内外の訪問者に対する被災地案内等、東日本大震災の被災経験をもとにした様々な活動をとおして、自身の防災意識を高めるとともに、科学的視点から防災減災を考え、自らが他者と交流する防災教育を行っています。

取組のひとつ“まち歩きボランティア”では震災当時から現在までの様子、史跡の説明を織り交ぜながら街に襲来した“都市型津波”についてその脅威と防災の大切さを訴えています。海外からの研究者や留学生の方も案内しています。自分たちの言葉で震災について伝え、一緒に活動するのはとても大切な活動のひとつです。



【まち歩きの様子】

③ 新たな時代の道しるべとなる学び

○これからの効果的な社会教育事業の実施方策

社会教育や生涯学習は、短期的には成果の見えにくい領域です。そのため、地域の活動目標を整理し設定したうえで、複数の定性的な評価指標を持ち、指標ごとの達成度を数値化することによって定量的に評価する社会教育の評価システムの構築などの工夫も必要です。

指標づくりにあたっては、形成的なルーブリック評価を取り入れることや評価指標に段階を作ること、定性を数値化していくなど、成果目標に基づく PDCA サイクルの評価システムの構築や効果の見える化を進めることにより事業の不断の改善を図り、効果的・効率的な社会教育を展開していくことが求められます。

【ルーブリック評価】

「目標に準拠した評価」のための「基準」つくりの方法の1つ。何を学習するかの評価基準と達成レベルを示す具体的な評価基準をマトリクス形式で示した評価指標。

項目	達成レベルを示した尺度			
	I	II	III	IV
評価項目	具体的な基準	具体的な基準	具体的な基準	具体的な基準
評価項目				

* ある課題に対し成功の度合いを示す数レベル程度の尺度とそれぞれのレベルに対応するパフォーマンスの特徴を記述語（評価基準）で示す。

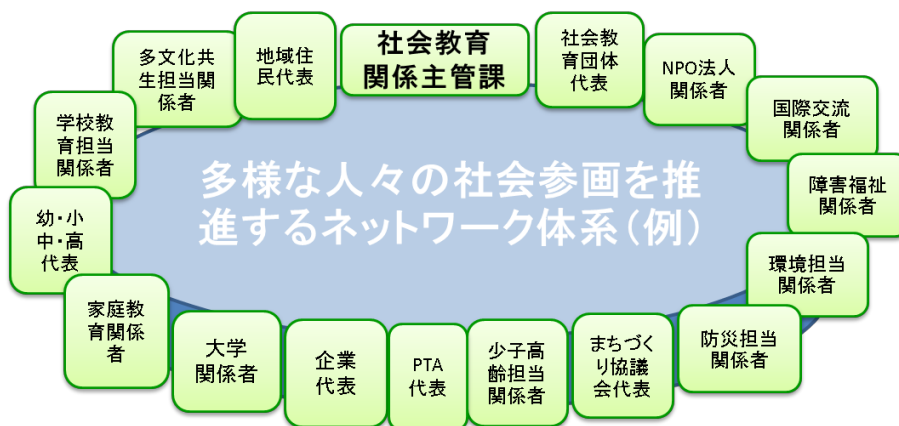
【文科省 HP「学習評価の在り方について」参照】

○社会教育施設等の更なる機能強化と新展開

社会教育施設機能の更なる展開については、①SNS や ICT を活用した合理的運営（少ない人材で質の高い事業実施の工夫等）を目指すとともに、②公立社会教育施設の信頼性の高さを活かした、個々のネットワークの統合化と体系化による総合人材バンクのような人材確保の機能の創設と運営の窓口を担うことが可能です。地域密着と同時に、これからの時代への対応として、新たな時代に求められる社会教育施設等の役割、インターネット等 ICT 機器を利用したネットワーク拠点という視点の導入も重要です。

また、こうしたネットワーク体制を持続可能なネットワークシステムとするためには、ICT や情報通信機器等を有効活用しながら、多様な主体との連携・協働とともに、様々な知見を有する人材や関係機関等とのネットワークを拡大、強化することも大切になってきます。

さらに、復職や再就職、起業等を円滑に成し遂げられるよう、リカレント教育や様々な課題に関する学習等の多様な機会や場の提供が重要となります。



特に公民館への新たな運営方法の導入にあたっては、地域コミュニティの拠点機能の強化を目的とする団体との連携が適当と考えます。例えば、地域のまちづくり協議会等の地域社会の地縁組織や、地域課題を解決できる専門のNPO法人を指定管理者とすることなどの検討が考えられます。

事例「まちづくり協議会による指定管理制度」岐阜県中津川市

岐阜県中津川市では公民館への指定管理者制度の導入を進めるにあたり、市内の福岡公民館をモデル館として、まちづくり協議会への一部業務委託を行い、平成29年度より3年間の指定管理を委託しました。平成29年度には、市内の他の2つの公民館がそれぞれのまちづくり協議会へ一部業務委託を行い、平成30年度より指定管理施設となりました。地域住民が構成員となるまちづくり協議会を指定管理者として委託することで、地域人材の掘り起こしや、他の地域団体、NPO法人等とも連携しやすく、公民館を拠点としたまちづくり、ひとづくりという効果が期待できます。



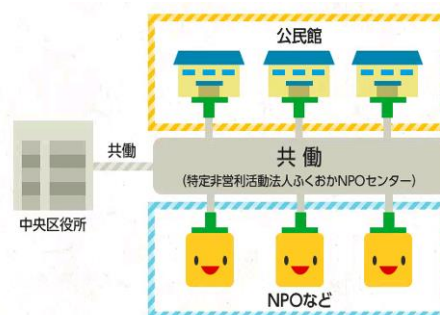
【苗木公民館の講座の様子】

地域における学びの仕組づくりの拠点として、公民館やNPO、企業との連携プロジェクトといった新たな取組も始まっています。

事例「公民館じょいんとプロジェクト」(福岡県福岡市中央区)

福岡市中央区では、公民館の新規利用者を増やすとともに、地域での新たな担い手を開拓することを目的として、平成26年度からNPO・企業等と共働して魅力ある事業を実施しています。

平成26年度から平成28年度までは、中間支援NPOとして「特定非営利活動法人ふくおかNPOセンター」に事業の運営を委託し、各地域の課題を聴き、その課題に対応できる専門分野の団体を公民館に紹介するなど、公民館とNPO等の団体とが共働で地域課題の解決に取り組みました。平成29年度からは、それまでのノウハウを活かし、各公民館が独自に共働事業を企画・実施しています。



【公民館じょいんとプロジェクトのイメージ図】

○学びを地域における実践活動へつなぐ仕組みづくり

学びを活かす仕組みをつくるには、地域活動と連動した学習プログラムや、ICTを活用した人材のマッチングなど、積極的な社会参画を促すシステムを構築する必要があります。

事例「富山インターネット市民塾」(富山県)

富山県では、県民が自分の知識や技術を活かした講座をインターネットを使って開講したり、その講座をだれでも受講したりすることができる富山インターネット市民塾が開設されています。

講師と受講生が固定されることなく、参加者が教える側にも学ぶ側にもなるなど、県民の学び合いの場となっています。県民が生涯学習の成果を活かし、地域人材として活躍するなど、地域コミュニティの活性化にもつながっています。

講座を受講してみよう

あなたの知識や経験を活かす場で、専門的知識のみならず、身近な生活の知恵も大歓迎。フィールドワーク、教室での学習など進め方は自由。学びを通じた交流を楽しみましょう。

講師・主催者になろう

興味あるテーマの講座に参加してみませんか？市民塾では開講している講座のお知らせや活動報告を Web サイトで公開しています。気になる講座が見つかったら、利用登録（無料）で受講のための ID を入手しましょう。

富山インターネット市民塾



Eラーニング



スクーリング



フィールドワーク



地域活動

講座の立ち上げを学ぼう

講座の企画や運営をどうするか不安ですか。経験豊かな講師が講座を企画、Eラーニングや参加者の交流のための Web サイト作成、スクーリング方補など様々なノウハウを教えます。

一緒に活動しよう

市民塾の事務局はボランティアスタッフにより運営させています。運営スタッフと一緒に楽しい企画を考えてみませんか？

【富山インターネット市民塾イメージ図】

さらに、年少世代の減少と高齢者（65 歳以上）の増加に伴い、ますます両世代の連携と交流施策が重要になってきます。

高齢者にとって、学びの時間や学びの場が拡大する中、これまでの趣味や教養のための学びだけでなく、生涯を通じた学びの継続や、学習成果を生かし、社会参画を見据えた学習機会の提供が一層求められています。

社会参画に至るまでの段階的な学習として、地域デビュー講座の実施や実践的な学びとして、高齢者大学等の講座カリキュラムの 1 部に学校支援活動等を取り入

れるなど、学校と連携した事業を展開していくことも大切になってきます。

高齢者が、それまでの長い人生の中で培ってきた豊かな知識・経験を活かせる居場所や出番を見出して、地域社会の担い手として活躍することは、高齢者の生きがいとなるだけでなく、地域社会が抱える課題の解決や活力ある社会の形成にもつながります。

事例「シニアカレッジ（高齢者大学）」（加古川市立平岡公民館）

「シニアカレッジ（高齢者大学）」では、高齢者の生きがいを創造し、自助・互助の心を養うとともに、4年間の学習の成果をボランティア活動や地域づくり等で活躍できるカリキュラムを実施しています。

加古川市全域の歴史や文化を学ぶ「地域学」の講座で学んだ受講生に対し、地域の小学3年生に出前講座を行う場を設定しています。

また、「読み聞かせリーダー養成講座」の修了生を中心に自主的に「読み聞かせ隊」を結成し、地域の保育園・幼稚園・小学校で、読み聞かせ会を実施しています。



【古い道具体験活動の出前講座】

また、中学生や高校生が、地域住民と一緒に課題解決について考えていくような仕組みづくりや多様な生涯学習の場で学んだ高齢者が、中学校や高等学校の総合的な学習（探究）の時間や部活動等で活躍できる場を設定することも有効だと考えます。

事例「あまおだ減災フェス」 兵庫県立尼崎小田高等学校

災害時だけでなく、常日頃から地元の高校が地域のパイプ役となるために、高校生が地域とつながり、減災について考えようと企画されたイベントです。

炊き出しの一環としておにぎりの提供や5人が1チームとなり、高校の周辺地図を使っの疑似避難訓練をはじめ、防災アトラクション、防災カードゲーム、防災おかしボシットづくりなど、いくつもの教室に分かれて本格的なワークショップが行われました。



【防災ポシットづくり】

「地域学校協働本部」は地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅広い層の地域住民、団体が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより地域学校協働活動を推進する体制として国が提言し、法改正（H29年4月施行）により、地域住民等と学校の連携協力体制の整備充実を求めています。

地域学校協働本部の体制整備にあたっては、①コーディネーター養成研修の一層の充実、②地域人材の発掘が重要になってきます。人材の発掘の場の1つとし

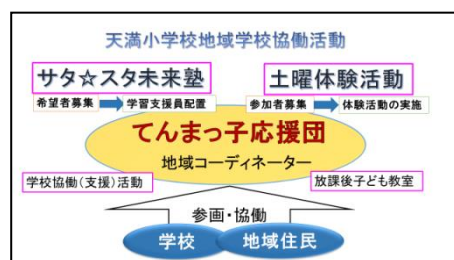
て、地域の住民である学校 PTA の OB の存在、中でも、PTA 役員を経験した保護者 OB は、役員当時の学校支援の企画立案や運営のノウハウを持っているとともに、そこで培った地域との繋がりがあります。社会教育委員等も同様です。その経験やネットワークを活かし、地域活性化事業のコーディネート役として活躍が期待できると考えます。

また、地域学校協働本部を、小・中学校だけでなく、幼稚園、こども園、高等学校、特別支援学校への設置を推進するとともに、学校以外の拠点（公民館やコミュニティセンター等）でも応用し、幼児から高齢者までより多くの人に関われる広がりのあるシステムづくりが重要です。

また、体育系や文化系の任意団体の連合組織などと連携する仕組みづくりを構築するうえで、プラットフォーム的な役割として地域学校協働本部の活用は、有効であると考えます。

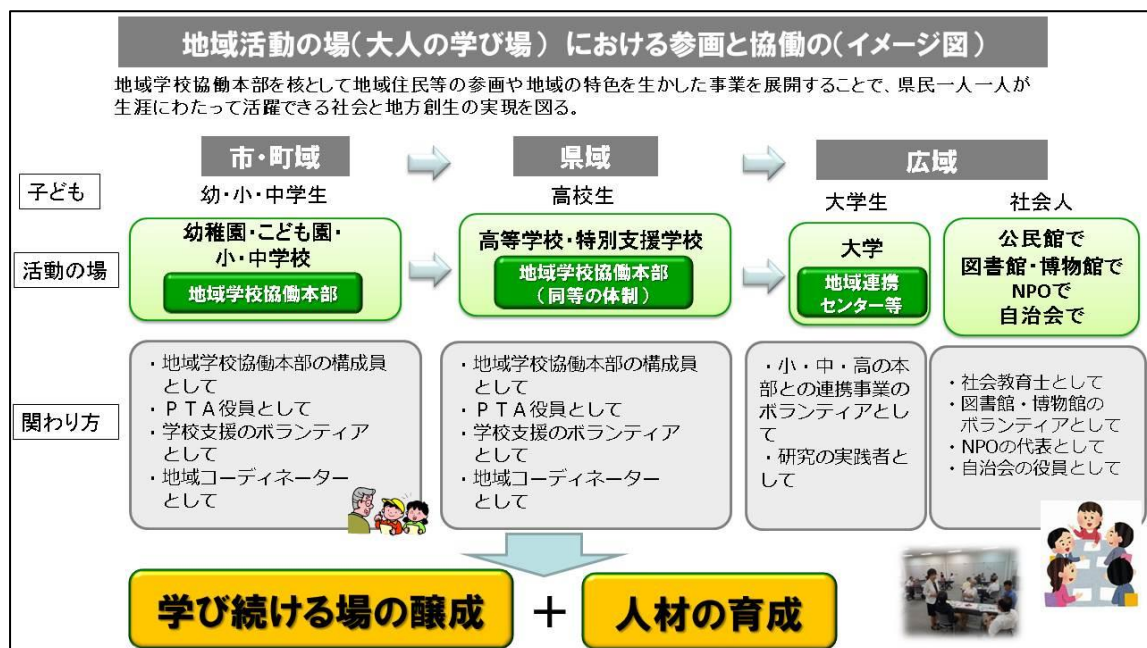
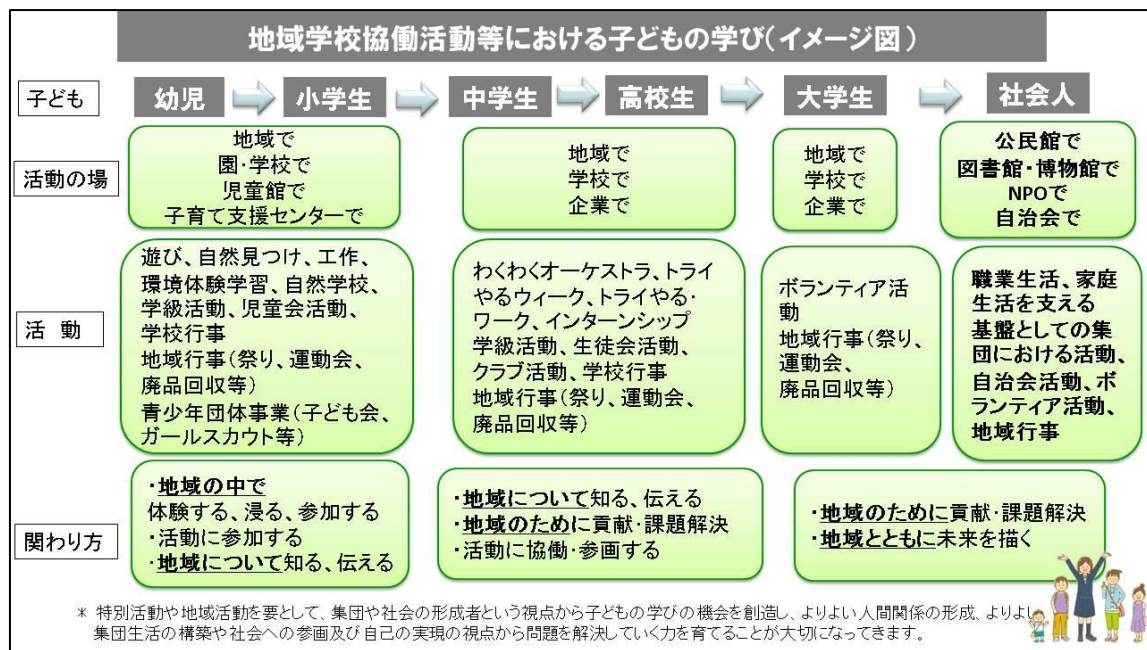
事例「天満小学校地域学校協働本部（てんまっ子応援団）」 稲美町立天満小学校

天満小学校地域学校協働本部（てんまっ子応援団）は、各種団体からの代表者組織ではなく、地域学校協働活動の主旨に賛同した熱意ある地域住民と学校代表（教員）でスタートしました。主な活動は、サタ☆スタ未来塾と土曜体験活動の企画・運営です。サタ☆スタ未来塾は学力補充を、そして土曜体験活動は生活体験不足を補ったり、地域の特色を学んだりすることを主目的とし、いずれも地域の人材と教育資源を活かした自主的主体的な取り組みを行なっています。



【天満小学校地域学校協働本部概念図】

【参考】地域学校協働活動等における学びの場のイメージ図



【兵庫県教育委員会作成】

(2) 中長期的に検討が必要な項目

①公民館等における社会教育事業の新たな展開

- ・社会教育におけるコンピテンシーを身に付ける学習活動の可能性
- ・幼児から高齢者までの学習カリキュラムの創造
- ・ひきこもり、不登校等の社会的課題に対応する取組や、男性の社会参加を促す取組

②地域学校協働活動等の取組について

- ・高等学校、特別支援学校への導入
- ・兵庫型コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の在り方と効果的な活用
- ・学校教育と社会教育の有機的な連携・協働体制の在り方
- ・地域学校協働活動推進員の委嘱について（地域コーディネーターの位置づけの強化）

③他機関との連携・協働体制の構築

- ・連携・協働体制の構築の目的やメリットの相互理解

④兵庫のボランティア精神の特色（阪神・淡路大震災の教訓と防災意識）

- ・震災の経験や教訓を次代に語り継ぐ防災教育のさらなる推進

⑤在留外国人の問題について（市町、他部署との連携）（専門員の配置）

- ・地域における日本語教育推進体制の現状把握
- ・他機関と連携した在留外国人に対する日本語教育の在り方
- ・外国人に対する日本語指導ボランティアのコーディネーターやリーダーの養成
- ・地域住民の多文化共生意識の醸成

⑥社会教育士について

- ・今後の国の動向を見定めつつ効果的な社会教育士の在り方

⑦部活動問題と社会教育の関係

- ・スポーツクラブ21との連携など、社会教育資源の効果的な活用

⑧Society5.0に対する学びのシステムの準備

⑨社会教育施設のさらなる活性化

- ・観光（ツーリズム）との連携
- ・多様な部署や市町・民間との連携
- ・社会教育施設の管理・運営の問題

【注釈】

ICT	「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略。情報・通信に関する技術の総称。
SNS	個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークを支援するインターネットを利用したサービス
IOT	あらゆる物がインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、またはそれを可能とする要素技術の総称
AI	「Artificial Intelligence (人工知能)」の略。人間が持っている、認識や推論等の能力をコンピュータでも可能にするための技術の総称。
Society5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5 期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱された。
コンピテンシー	能力、適正、成果を上げる行動特性

資料

平成 29・30 年度（第 35 期）兵庫県社会教育委員名簿

	氏名	役職	備考
学校教育関係	松尾 和宣	兵庫県小学校長会会長 (神戸市立板宿小学校長)	H29. 7. 10～H30. 6. 6
	磯田かおり	兵庫県小学校長会会員 (伊丹市立池尻小学校長)	H30. 6. 7～H31. 7. 9
	薮本 孝	兵庫県中学校長会会長 (神戸市立福田中学校長)	H29. 7. 10～H30. 5. 23
	来田 勝久	兵庫県中学校長会会長 (神戸市立桜が丘中学校長)	H30. 5. 24～H31. 7. 9
	中谷 安宏	県立学校長協会副会長 (県立尼崎小田高等学校長)	
社会教育関係	西家 幸男	兵庫県 P T A 協議会長	
	北野 美智子	兵庫県連合婦人会長	
	西山 安子	兵庫県子ども会連合会 前事務局次長	
	西谷 成子	ガールスカウト兵庫県連盟長	H29. 7. 10～H30. 6. 20
	大村 明美	ガールスカウト兵庫県連盟長	H30. 6. 21～H31. 7. 9
	萬浪 佳隆	兵庫県公民館連合会長	
学識経験者	上羽 慶市	元兵庫県教育委員長 神戸親和女子大学客員教授	
	尾崎 公子	兵庫県立大学教授	
	森 知子	聖和短期大学准教授	
	今西 幸蔵	桃山学院教育大学客員教授	
	朴木 佳緒留	神戸大学名誉教授	
	岩木 啓子	ライフデザイン研究所 F L A P 代表	
	森玉 康宏	神戸新聞社論説委員	

平成 29・30 年度兵庫県社会教育委員会議における審議について

平成 25 年 1 月 「第 6 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」
取りまとめ

平成 25 年 5 月

第 32 期(平成 23・24 年度)兵庫県社会教育委員会議審議報告
豊かな人間関係を育む地域社会の創造に向けた社会教育のあり方
～子どもから大人まで、生涯を通じて地域社会にかかわる～

平成 25 年 6 月 第 2 期「教育振興基本計画」策定

平成 26 年 3 月 第 2 期「ひょうご教育創造プラン(兵庫県教育基本計画)」策定

平成 27 年 12 月 「新しい時代の教育や地域創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(中央教育審議会答申)」取りまとめ

平成 28 年 1 月 『次世代の学校・地域』創生プラン」策定(文部科学省)

平成 29 年 3 月 「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて 論点の整理」取りまとめ(文部科学省)
「新学習指導要領」公示(小・中学校) 幼稚園教育要領(告示)

4 月 「社会教育法」「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」一部改正施行

平成 30 年 3 月 「新学習指導要領」公示(高等学校)

平成 30 年 6 月 第 3 期「教育振興基本計画」策定

平成 31 年 3 月 第 3 期「ひょうご教育創造プラン(兵庫県教育基本計画)」策定

平成 30 年度兵庫県社会教育委員会議での審議

第 1 部会

- 兵庫県社会教育委員協議会との連携
 - ・役員会 年 3 回
 - ・総会・研修会
 - ・兵庫県社会教育研究大会
- 近畿地区社会教育委員連絡協議会との連携
 - ・近畿地区社会教育研究大会
- ◇社会教育委員会議で適宜報告

第 2 部会

- 第 35 期兵庫県社会教育委員会議審議報告についての協議
- 【今後の予定】年 4 回
 - 8 月…審議報告素案作成
 - 10 月…審議報告素案検討
 - 12 月…審議報告最終案の検討
 - 3 月…審議報告まとめ
- ◇社会教育委員会議で報告

第 3 部会

- 事業視察、部会
 - ・家庭・地域・学校の連携・協働を推進する取組を視察(11 月 11 日)
 - ・事業の充実にに向けた助言
- ◇社会教育委員会議で報告

平成 29・30 年度兵庫県社会教育委員会議の専門部会の構成

(五十音順)

第 1 部会

兵庫県社会教育委員協議会と連携を図り、市町における社会教育の実施状況について調査・研究を行う。

氏名	役職
上羽 慶市	元兵庫県教育委員長 神戸親和女子大学客員教授
北野 美智子	兵庫県連合婦人会長

第 2 部会

これからの社会教育の推進のあり方について審議報告の作成を行う。

氏名	役職
今西 幸蔵	桃山学院教育大学客員教授
岩木 啓子	ライフデザイン研究所 F L A P 代表
尾崎 公子	兵庫県立大学教授
中谷 安宏	県立尼崎小田高等学校長
朴木 佳緒留	神戸大学名誉教授
萬浪 佳隆	兵庫県公民館連合会長
森 知子	聖和短期大学准教授

第 3 部会

家庭・地域・学校の連携・協働を推進する取組の検証をとおして、子どもたちの教育環境を充実するとともに、活力あるコミュニティづくりの推進について研究を行う。

氏名	役職
磯田 かおり	伊丹市立池尻小学校長
大村 明美	ガールスカウト兵庫県連盟長
来田 勝久	神戸市立桜が丘中学校長
西家 幸男	兵庫県 P T A 協議会長
西谷 成子	ガールスカウト兵庫県連盟長
西山 安子	兵庫県子ども会連合会前事務局次長
松尾 和宣	神戸市立板宿小学校長
森玉 康宏	神戸新聞社論説委員
藪本 孝	神戸市立福田中学校長

兵庫県社会教育委員会 審議経過

会議名	開催日	会議の内容等
第1回 全体会議	平成29年 9月20日（水）	・第35期兵庫県社会教育委員会審議報告の作成について ・平成29年度社会教育関係施策概要について
① 専門部会	12月15日（金）	・審議テーマについて、骨子案について協議
第2回 全体会議	12月27日（水）	・社会教育関係団体の補助金について ・専門部会報告
② 専門部会	平成30年 3月 7日（水）	・審議報告のテーマ、骨子案の作成について
第3回 全体会議	3月26日（月）	・平成30年度社会教育・生涯学習関連新規・拡充事業について ・審議報告（骨子案）について
第4回 全体会議	8月10日（金）	・平成30年度社会教育関係事業の概要について
③ 専門部会	8月10日（金）	・審議報告の骨子（項目）、審議報告（案）の内容について
④ 専門部会	10月31日（水）	・審議報告（案）の内容、構成について
⑤ 専門部会	12月13日（木）	・審議報告（案）の内容、構成について ＊メール会議
第5回 全体会議	12月25日（火）	・社会教育関係団体の補助金について ・審議報告（案）の進捗状況報告
⑥ 専門部会	平成31年 3月12日（火）	・審議報告（最終案）の原案作成
第6回 全体会議	3月28日（木）	・審議報告（最終案）について ・平成31年度新規社会教育関係事業について